令和５年４月５日

　高齢者入所施設　施設長　様

京都府健康福祉部高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染症の５類感染症への位置づけ変更に伴う高齢者施設等における

対応について

　平素は、本府の高齢者保健福祉施策の推進に、御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、高齢者の命と健康を守るため、日々、新型コロナウイルス感染防止対策に御尽力いただいていることに、重ねて御礼申し上げます。

　令和５年５月８日以降の新型コロナウイルス感染症の５類感染症への位置づけ変更に伴い、高齢者施設等において、下記のとおり対応が必要になりますので、必ず実施いただきますようにお願いします。

記

１　国の方針

○　国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和５年３月１０日）において、高齢者施設等については、入院が必要な高齢者の適切かつ確実な入院体制を確保しつつ、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を進めることとされた。

○　現在は都道府県等が実施している入院調整について、位置づけ変更後、段階的に医療機関間の調整に移行することとされ、まずは軽症及び中等症Ⅰ患者から医療機関間の調整に移行することとされている。

○　これを受け、「京都府新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業助成金」のうち「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の補助要件として、令和５年５月８日以降、①医療機関との連携体制の確保（連携医療機関の確保）、②感染対策の実施、③ワクチン接種の実施が追加される。

|  |
| --- |
| ＜連携医療機関に求められる主な対応（①～③全ての実施が必要）＞①　施設からの電話等による相談への対応②　施設への往診（オンライン診療を含む。）③　入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整を含む。）＊　令和５年５月８日以降の在宅の患者に関するかかりつけ医等の対応と同じ |

２　高齢者施設等において令和５年５月８日に向けて必要な対応

1. 医療機関との連携体制の確保（連携医療機関の確保）

　　・　連携医療機関については、施設医の所属医療機関又は協力病院・医療機関になっていただくことが想定されることから、施設医等と相談してください。

　　・　連携医療機関による入院調整が円滑に実施されるよう、入院による治療が必要な場合の受入及び受入困難な場合に受入の可能性がある他院の紹介について、協力病院等とあらかじめ相談しておいてください。

　　※　令和５年５月８日以降の医療提供体制及び入院調整のあり方については、追ってお知らせします。

1. 感染対策の実施

　　・　全職員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施してください。

|  |
| --- |
| ＜研修の実施方法の例＞・　京都府の介護・福祉職員向け「施設内における新型コロナウイルス感染症対策」の研修動画第１講～第４講を、全職員に視聴させる。　【京都府】介護・福祉職員向け「施設内における新型コロナウイルス感染症対策」の研修動画　<https://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/news/20221212.html> |

　・　感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施してください。

|  |
| --- |
| ＜訓練の実施内容の例＞・　施設内で感染対策委員会等を開催し、各部門の責任者が、感染発生時のゾーニング等のシミュレーション及び「別紙　高齢者施設での感染対策実施状況点検チェックリスト」に基づく感染対策の実施状況の点検を行う。・　看護・介護職員等に対してＰＰＥ着脱の実技訓練を行う。 |

　※　各施設の運営基準において、次のとおり定められていることに留意してください。

|  |
| --- |
| ＜例：介護老人福祉施設の運営基準＞　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。一　当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。二　当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。三　当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的に実施すること。（訓練については、令和６年３月３１日までは努力義務） |

1. ワクチン接種の実施

　　　入所者に対するオミクロン株対応ワクチン接種（２回目）を速やかに実施できるよう、準備を行ってください。

３　国の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制の移行状況等調査」の実施

　○　令和５年３月１７日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づいて、次のとおり調査を実施します。

|  |
| --- |
| ＜調査概要＞対象施設：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所回答方法：回答フォームに回答を入力回答期限：令和５年４月３０日新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制の移行状況等調査　<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?id=1680069448747> |

○　本調査は、「京都府新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業助成金」における「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の補助要件の確認も兼ねています。

　○　令和５年５月８日以降、事前にすべての要件を満たすことが確認されている事業所のみが「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の補助対象となるので注意してください。

　　※　「京都府新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業助成金」における「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の補助要件の具体的な取扱いについては、国から示され次第、ＷＡＭネット京都府センター等でお知らせします。

４　高齢者施設等向けの各種政策・措置の令和５年５月８日以降の取扱い

　○　国からは、令和５年５月８日以降も、高齢者施設等向けの各種政策・措置を当面継続する方針は示されているが、まだ具体的な取扱いは示されていません。

　○　明確になり次第、ＷＡＭネット京都府センター等でお知らせします。

|  |
| --- |
| 担当：事業所・福祉サービス係　TEL:075-414-4574 FAX:075-414-4572 Mail:koreishien@pref.kyoto.lg.jp |